

## 弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 1時30分～3時
4月22日(月)	追分	厚真
5月13日(月)	厚真	早来
5月27日(月)	早来	上厚真
6月10日(月)	厚真	追分
6月24日(月)	早来	厚真
7月8日(月)	厚真	早来
7月22日(月)	追分	上厚真
8月5日(月)	厚真	早来
8月19日(月)	早来	厚真
9月2日(月)	厚真	追分
9月17日(火)	早来	厚真
9月30日(月)	厚真	早来

○相談料は無料です  
※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください  
※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があつてお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

### 会場のご案内

厚真 ▶ 総合福祉センター 談話室  
京町165-1

上厚真 ▶ 上厚真支所 小会議室  
上厚真219-1

早来 ▶ 安平町保健センター  
安平町早来大町95

追分 ▶ 安平町ぬくもりセンター  
安平町追分中央1-40

## 安全運転後付け装置 ペダル踏み間違い支援装置整備費補助

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢運転者に安全運転後付け装置ペダル踏み間違い支援装置整備費の一部を補助します。

### 対象者

次の要件をすべて満たす個人の方  
・町内に住所のある満70歳以上の方  
・自動車運転免許証を保有している方  
・町税等を滞納していない方

### 補助対象経費

後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置の整備費用  
※自ら使用する自己(個人)所有の車両  
※各年度4月1日以降に後付け装置を町内の事業所で整備した車両

### 補助金額

上限3万円  
※1人につき1台(回)限り

## 高齢者大学新入生募集

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者が自ら社会参加し、知識と教養を高めながら、生きがいをつくる「高齢者大学」を開校します。

### 期間

令和6年5月～令和7年3月までの全11回(予定)

### 場所

総合福祉センター ほか

### 会費

無料

### 受講資格

町内に居住する65歳以上の方  
老人クラブ加入者

### 講座内容

高齢者福祉に関することやレクリエーションなど

## コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

### 地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。

**対象者** 自治会・町内の団体

**対象金額** 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円

花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)

**募集期間** 11月29日(金)まで

### フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。

**対象者** 町民

**対象金額** 講習会受講旅費(実費分)

**募集期間** 11月29日(金)まで

### 空き缶拾い活動奨励事業

▷空き缶拾い活動に対して助成します。

**対象者** 団体(15人以上)

**対象金額** 年3千円以内

**募集期間** 11月29日(金)まで

### 個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。

**対象者** 町民(10人以上)

**対象金額** 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)

**募集期間** 11月29日(金)まで

## 介護保険料が決まりました

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

令和6年度から3年間の65歳以上の方の介護保険料を次のとおり決定しました。

町では、介護サービスの利用者や利用料などの現状を考慮して、令和6年度から3年間の65歳以上の方の介護保険料を次のとおり決定しました。

介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年度ごとに見直されます。厚真町第9期介護保険事業計

画(高齢者福祉計画)では、介護保険制度を維持・確保するため、所得再配分機能の強化(所得段階を従来の9段階から13段階に細分化し、高所得者の保険料率引き上げと低所得者の保険料率引き下げ)によって、低所得者の保険料の負担軽減を図ります。

基準額 月額5,600円 年額67,200円

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料	
			月額	年額
非課税世帯	生活保護受給者	0.455 (0.285)	2,540円 (1,590円)	30,570円 (19,150円)
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税			
	世帯全員が町民税非課税で前年の[合計所得+課税年金収入]が80万円以下	0.685 (0.485)	3,830円 (2,710円)	46,030円 (32,590円)
	世帯全員が町民税非課税で前年の[合計所得+課税年金収入]が80万円超120万円以下			
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の[合計所得+課税年金収入]が120万円超	0.69 (0.685)	3,860円 (3,830円)	46,360円 (46,030円)
第3段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で前年の[合計所得+課税年金収入]が80万円以下			
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で前年の[合計所得+課税年金収入]が80万円超	1.0	5,600円	67,200円
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が120万円未満			
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が120万円以上210万円未満	1.2	6,720円	80,640円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が210万円以上320万円未満			
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が320万円以上420万円未満	1.3	7,280円	87,360円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が420万円以上520万円未満			
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が520万円以上620万円未満	1.5	8,400円	100,800円
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が620万円以上720万円未満			
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が720万円以上	1.7	9,520円	114,240円
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得が720万円以上			

※( )は軽減後の保険料率および保険料額で、月額保険料は端数処理のため年額との差が生じます。

## 定額減税説明会

住民課 税務グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)  
苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

本年6月から開始される給与等の源泉所得税に対する定額減税についての説明会を開催します。

### 対象

源泉徴収義務者

### 予約方法

説明会は事前予約制です。予約方法は国税庁の特設ホームページをご確認ください。

### 日時

4月16日(火) 10時30分~11時30分

### 場所

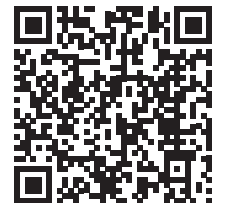
厚真町総合福祉センター 2階青年室

### 定員

30人



定額減税特設サイト



説明会について

## 国民健康保険料の算定方法が変わります

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

令和6年度から国民健康保険料の算定方法を変更します。

国民健康保険制度は、平成30年度から市町村と北海道との運営となり、北海道では令和12年度ごろをめどに、所得・世帯構成が同じであれば道内どここの市町村に住んでいても同じ保険料となる、「統一保険料」の方針を定めています。

これを受けて厚真町では、令和6年度から資産割

を廃止して、これまでの4方式から3方式(所得割、均等割、平等割)に算定方法を変更します。

なお、資産割廃止に伴う保険料の減額分は、「所得割」の料率に上乗せして不足分を補うこととなりますが、町では急激な料率の上昇を緩やかにするための措置を講じます。

区分	医療給付分		後期高齢者支援分		介護保険納付分(40歳以上~64歳以下)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	6.44%	7.58%	1.96%	2.54%	1.37%	1.84%
資産割	48.17%	廃止	14.64%	廃止	12.52%	廃止
均等割	32,369円	31,922円	9,842円	10,754円	10,485円	12,323円
平等割	34,805円	37,732円	10,582円	12,711円	8,121円	10,554円
限度額	650,000円	650,000円	220,000円	※240,000円	170,000円	170,000円

※後期高齢者支援分の限度額については、国の法改正に伴い令和6年度から増額されました。